

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
目次	目次
I～Ⅲ (略)	I～Ⅲ (略)
IV <u>英語による提出書類の作成等に関する特例</u>	IV <u>書類の作成等に関する特例及び留意点</u>
(新設)	<u>1. 英語による提出書類の作成等に関する特例</u>
(新設)	<u>2. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点</u>
(新設)	<u>3. 書類の提出方法等の留意点</u>
V～Ⅶ (略)	V～Ⅶ (略)
II 検査の手順等	II 検査の手順等
1. 臨店検査	1. 臨店検査
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 検査資料の徴求	(3) 検査資料の徴求
① 既存資料の有効活用	① 既存資料の有効活用
<u>検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。</u>	<u>検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。</u>
<u>検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。</u>	
②～④ (略)	②～④ (略)
(4)～(10) (略)	(4)～(10) (略)
(11) 臨店検査におけるその他の留意事項	(11) 臨店検査におけるその他の留意事項

現 行	改 正 後
①～⑥ (略) ⑦ <u>検査対象先が提出する書類における記載上の留意点</u> 別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手續に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。 ⑧ <u>検査対象先が提出する書類の提出方法</u> 検査対象先が提出する書類は、電子メールを利用する方法により提出することができる。 2. (略) Ⅲ 意見申出制度・検査モニター 1. (略) 2. 検査モニター (1) (略) (2) 検査モニターの概要 検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。 なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。 ① 意見受付（アンケート方式） イ. 意見提出方法 証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアン	①～⑥ (略) (削る) (削る) 2. (略) Ⅲ 意見申出制度・検査モニター 1. (略) 2. 検査モニター (1) (略) (2) 検査モニターの概要 検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。 なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。 ① 意見受付（アンケート方式） イ. 意見提出方法 証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアン

現 行	改 正 後
ケート用紙（別紙様式 11）に記入し、<u>電子メール又は郵送により送付する。</u> ロ・ハ （略） ②・③ （略） IV <u>英語による提出書類の作成等に関する特例</u> （略） （新設） （新設） VI 施行日 （略） （新設）	ケート用紙（別紙様式 11）に記入し、<u>電子情報処理組織を使用する方法又は郵送により送付する。</u> ロ・ハ （略） ②・③ （略） IV <u>書類の作成等に関する特例及び留意点</u> <u>1. 英語による提出書類の作成等に関する特例</u> （略） <u>2. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点</u> <u>別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の</u> <u>手続に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行</u> <u>令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏</u> <u>をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請</u> <u>書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記</u> <u>載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができる</u> <u>ことに留意する。</u> <u>3. 書類の提出方法等の留意点</u> <u>検査対象先から証券監視委又は財務局等への書類の提出</u> <u>及び証券監視委又は財務局等から検査対象先への書類の交</u> <u>付については、それぞれ電子情報処理組織を使用する方法そ</u> <u>他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができ</u> <u>るものとする。</u> VI 施行日 （略） <u>（改正）</u> <u>本指針は、令和 3 年 月 日から適用する。</u>

現 行	改 正 後
(様式1)	(様式1)
第 号 令 和 年 月 日 『 役 職 名 』 『 主 任 検 査 官 名 』 検 査 命 令 書 『 検 査 権 限 の 条 文 』 の 規 定 に 基 づ き 『 検 査 対 象 先 名 』 の 検 査 を 命 ず る。 証券取引等監視委員会 委員長 ○ ○ ○ ○ <u>公印</u>	第 号 令 和 年 月 日 『 役 職 名 』 『 主 任 検 査 官 名 』 検 査 命 令 書 『 検 査 権 限 の 条 文 』 の 規 定 に 基 づ き 『 検 査 対 象 先 名 』 の 検 査 を 命 ず る。 証券取引等監視委員会 委員長 ○ ○ ○ ○

(様式7)

証監委第 号
令和〇年〇月〇日

検査対象先名

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

証券取引等監視委員会

委員長 〇〇 〇〇 公印

検査終了通知書

『通知文』

(様式7)

証監委第 号
令和〇年〇月〇日

検査対象先名

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

証券取引等監視委員会

委員長 〇〇 〇〇

検査終了通知書

『通知文』